

## 議案第86号

### 大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例案

#### (趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

#### (基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第3条 法第30条第1項第2号イの条例で定める事項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第44条から第48条まで、第94条から第95条まで、第125条の2、第125条の3、第163条、第164条、第172条、第173条、第203条から第206条まで及び第219条から第223条まで並びに附則に定めるとおりとする。

#### (法第36条第3項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請又は指定の更新の申請については、この限りでない。

#### (指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第43条第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス基準（第44条から第48条まで、第94条から第95条まで、第125条の2、第125条の3、第

163条、第164条、第172条、第173条、第203条から第206条まで及び第219条から第223条までを除く。)に定めるところによる。

(指定障害福祉サービス基準等の改正に伴う経過措置)

第6条 指定障害福祉サービス基準(指定障害福祉サービス基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定障害福祉サービスの事業等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）

第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

(1) 省 略

(2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。

イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）

ロ 省 略

(3) 省 略

2 - 4 省 略

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第36条 省 略

2 省 略

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第7号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

(1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

(2)-(13) 省 略

4 - 5 省 略

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更）

第37条 省 略

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用す

る。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の更新)

第41条 省 略

2 - 3 省 略

4 第36条及び第38条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第43条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3 - 4 省 略